

小規模事業者販路開拓等支援補助金

補助上限

50万円

対象経費の2/3以内

販路開拓の対策事業のための資金 2/3 を久喜市商工会が補助致します。

こんな時は是非とも
申請を！

チラシ作成・配布
商品パッケージデザイン
店舗改装（レイアウト変更）
看板を設置したい など

小規模事業者
対象となる

■卸売業・小売業・サービス業（飲食業含む）

常時使用する従業員の数 5人以下

■宿泊業・娯楽業・製造業、その他

常時使用する従業員の数 20人以下

申請締切

令和5年7月21日（金）消印有効

※締切後、厳正なる審査により採択を決定!!

補助対象になる事業 （取組みのイメージ例）

- ①販促用チラシの作成、配布
- ②販促用PR（新聞広告・Web広告）
- ③店舗看板制作による販促事業
- ④商談会への出展
- ⑤店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）
- ⑥商品パッケージ（包装）の改良
- ⑦ネット販売システムの構築
- ⑧機械等設備の導入
- ⑨機器・設備等のリース料、レンタル料
- ⑩新商品の開発
- ⑪自社ホームページ制作による販促事業

補助率と補助対象 となる経費

- ◎補助率 補助対象経費の2/3以内。
事業費75万円以上の場合は補助金上限50万円となります
※事業費75万円以下の場合でも申込み可
- ◎補助対象経費
・機械装置等費 ・広報費 ・展示会等出展費 ・旅費
・開発費 ・資料購入費 ・雑役務費 ・借料
・委託費 ・外注費

交付要綱・応募様式

- 久喜市商工会のHPからダウンロード
URL <http://www.kuki-sci.or.jp/market>
申請に必要な書類
- ①申請書
 - ②経営計画書（一般型・コア対応型）
 - ③補助事業計画書
 - ④交付申請書
 - ⑤法人→貸借対照表、損益計算書（直近1期分）
個人→確定申告書、決算書（直近1期分）
開業届（決算していない事業者）
（税務署受付印があるもの）
 - ⑥その他久喜市商工会長が定める書類

申込・問合せ窓口

久喜市商工会

【久喜本所】

久喜市久喜中央 4-7-20

電話 (21) 1154・FAX (21) 2337

【栗橋支所】

久喜市間鎌 256-1

電話 (52) 1559・FAX (52) 1567

【菖蒲支所】

久喜市菖蒲町菖蒲 193

電話 (85) 0311・FAX (85) 1028

【鷲宮支所】

久喜市鷲宮 4-8-8

電話 (58) 1202・FAX (58) 2227